

**令和7年度「地域×大学」地域連携プロジェクト
実施・運營業務（民間事業者）委託仕様書**

1 目的

国が示す地方創生2.0においては、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」を若者などが自ら考え、行動を起こすことの必要が掲げられている。

これらの考え方を踏まえ、県では、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域等で、大学のもつ知見や柔軟な視点、感性と、民間事業者のもつ専門的知識を取り入れながら地域の課題を解決する取組をする。

本業務の受託者は、県が選定する「地域×大学グループ」の3グループと連携し、フィールドワーク等を通じて地域の課題を解決する取組を実施する。

2 業務の名称

令和7年度「地域×大学」地域連携プロジェクト実施・運營業務（民間事業者）

3 委託期間

契約の日から令和8年3月19日まで

4 「地域×大学」地域連携プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）について

- ・ 本プロジェクトは、地域、大学グループ、民間事業者が連携し、フィールドワーク等を通じて地域の課題を解決する取組を実施するもの。本プロジェクトを通じて、地域における外部の力を活かした地域づくり、地域を支える人材の育成、関係人口の創出につなげる。

(1) 対象地域（予定）

県内3か所（集落や地域運営組織等を想定）

(2) 対象大学グループ（予定）

3団体（県内大学2団体、県外大学1団体）

(3) 事業年度ごとの取組内容（想定）

1年目	・ 実態の把握（フィールドワーク）
2年目	・ 実態の把握（フィールドワーク） ・ ワークショップ等を通じた課題共有 ・ 課題解決に向けた取組内容の提案、企画
3年目	・ 地域の課題解決に向けた取組の実証活動 ・ 実証活動の分析、取組の実装に向けた準備

(4) 地域課題（想定）

- ◇ 高齢者の買い物等の移動手段の確保
- ◇ 地域資源（特産物、観光資源、地域特有の歴史、自然等）の利活用
- ◇ 地域の特産物、農産物を活用した商品開発
- ◇ 廃校、空き家の利活用
- ◇ 地域の伝統文化の継承

- ・ 本プロジェクトは、県が民間事業者と各大学グループに対し、それぞれの役割に沿って業務を委託して実施する（別紙1参照）。受託者は関係者と連携して業務を遂行すること。

5 委託業務の内容

(1) 役割

プロジェクトの運営全般と、地域の特性やニーズに応じた専門的知識や技術を活用した取組の実施

(2) 業務概要

① 事業周知・広報

県は、令和7年6月中旬（予定）から本プロジェクトの対象となる地域及び大学グループの募集を開始する。そのため受託者は、地域と大学グループがマッチングできるよう、本プロジェクトの内容について広く周知すること。地域や大学を訪問し、本事業の周知広報に努めること。

② 説明会の実施

- ・ 説明会を企画・開催し、県がマッチングしたグループ内（市町村、地域及び大学グループ並びに受託者で構成）の顔合わせを行うこと。なお、開催方法は、全グループが一堂に会し開催する方法、グループ毎に開催する方法いずれでも差し支えない。
- ・ 会場の確保、設営、撤去、備品（映像機器、PC等）や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。なお、会場の選定及び内容については県と協議の上、決定すること。

③ プロジェクトの実施

ア 運営全般

本プロジェクトの窓口業務を含む運営全般を担当し、市町村をはじめとする関係者との調整や情報共有を行うこと。

イ 取組の実施

- ・ 令和9年度末までに各グループにおいて、「取組の実装に向けた準備」を行うことを目標として、令和7年度は、大学グループと連携を図り、フィールドワーク等の現地活動を通して地域の実態（課題やニーズ）を把握し、令和9年度末までの活動計画書を作成すること。ただし、進捗状況に応じて、課題共有、提案、企画等、次のステップに進むことについては差し支えない。
- ・ 原則として、各グループ1泊2日×3回以上の日程で実施すること。
- ・ 市町村、地域住民及び関係者との協力を得ながら実施すること。
- ・ 活動の実施日が決まり次第、県に情報共有すること。
- ・ 大学が現地活動を行う時は、受託者も一緒に活動に入ること。
- ・ 取組にあたっては、大学グループ、地域、市町村等に必要な助言、支援を行うこと。なお、受託者においては、取組の進捗に応じて、大学グループ等を実践的なノウハウや技術を有する民間企業などと繋ぎ、課題解決に向けたヒントや、意見交換が行

える機会を設けるなど、より精度の高い取組が創出されるよう、企画、調整を行うこと。

ウ 実施報告書の作成

各活動の実施後は、大学グループと共同で、成果や課題等をまとめた実施報告書を作成し、県に提出すること。

エ SNS 等での発信

大学グループ主体で、本プロジェクトの進捗や成果を SNS 等で発信する。受託者は大学グループが実施する SNS 等での発信に必要な助言、支援を行うこと。

オ 交流会の企画・開催

各グループが円滑に活動を実施できるよう、地域との交流会を企画、開催すること。

④ 活動報告会の実施

- ・ 全グループが一堂に会し、令和7年度の取組状況の発表を行う活動報告会を企画・開催すること。
- ・ 活動報告会は、令和8年2月下旬から3月上旬を目処に実施すること。
- ・ 活動報告会では、各グループの活動内容が効果的に伝わるよう発表方法等を工夫すること。
- ・ グループをまたぐ交流が図れるよう工夫すること。
- ・ 会場の確保、設営、撤去、備品(映像機器、PC等)や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。なお、会場の選定は県と協議の上、決定すること。

⑤ 大学グループの証憑整理支援及び業務実施報告書作成支援

大学グループが支出する経費の証憑整理を受託者も共同で行うとともに、大学グループが作成する業務実施報告書の作成支援についても行うこと。

⑥ 業務実施報告書の作成

記録写真や事業概要など、業務の実施内容を取りまとめた事業実施報告書を作成し、提出すること。なお、事業実施報告書は、対象地域の議論の流れが分かるよう記載すること。

6 経費

- (1) 業務により生じる全ての経費（人件費、交通費、宿泊費等）を委託料に含む。ただし、次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ① 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- ② 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

なお、県から各大学グループへの委託料のうち15万円（消費税及び地方消費税（10%）

を含む。)は、5(2)③の「イ 取組の実施」に必要な経費^(注)(講師謝金、講師旅費、消耗品費、材料費、燃料費、印刷製本費、備品購入費、使用料、賃借料、委託料、通信費、運搬費、広告料、手数料、保険料、受講料、修繕費、設計管理費、工事費等。)に用途を限定している。そのため、大学グループへの委託料のうち15万円の用途は、現地活動を進める中で、受託者及び大学グループで協議の上、決定すること。

(注) 受託者及び大学グループの人件費、交通費、宿泊費を除く。

- (2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理すること。
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。
 - ① 金銭出納簿等の会計関係帳簿
 - ② 本事業に従事した者の勤怠管理関係書類
 - ③ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
 - ④ その他、県と協議の上、必要と認められる書類

7 成果品等の納入場所

(1) 成果品

事業実施報告書(紙媒体) 1部
事業実施報告書(電子データ) 1式

(2) 納入場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当

8 その他

- ・ 受託者は、委託業務に熱意をもって取り組むとともに、大学グループ、地域住民、関係市町村、県等の関係者との信頼関係を構築の上、十分に連携を図りながら業務を進めること。
- ・ 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏らさないよう十分に注意すること。
- ・ 事故、苦情、その他トラブルが発生した場合には、自らの責任において迅速かつ適切に対処するとともに、遅滞なく県に報告すること。
- ・ 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定すること。